

「暴力団等との対応要領」

※問題解決は毅然とした
対応と早期相談

これだけは
知っておきたい!

1. 来訪者のチェックと連絡

受付（窓口）係員は、来訪者の氏名、用件、人数等を把握して責任者に報告し、応接場所へ案内する。



2. 相手の確認と用件の確認

対応責任者は、相手の住所、氏名、所属団体、電話番号を確認し、用件を確認すること。代理人の場合は、委任状を確認する。



3. 対応場所の選定

素早く支援を求めることができ、精神的に余裕の持てる場所等管理権の及ぶ場所を選定する。やむをえず出向くときは、事前に警察等へ連絡しておく。



4. 対応の人数

相手より優位に立つため、相手より多い人数で対応し、記録、録音等役割分担を決めておく。



5. 対応時間

用件の内容を勘案のうえ可能な限り短く、最初に対応時間を明確に告げる。相手が居座るときは、警察へ不退去罪の届出をする旨告げる。



6. 言動に注意

相手は巧みな論争に巻き込み、対応者の失言を誘い、言葉尻をとらえて厳しく糾弾してくるため言動には十分注意すること。



7. 書類の作成・署名・押印

詫び状、念書を書かせたがりますが、後日の金品要求の材料に悪用されるため、不用意に念書や書類に署名押印をしないこと。



8. 即答や約束はしないこと

組織として対応するため、相手の要求に軽々しく即答や約束はしないこと。相手は、組織の方針が決定しない間が勝負時と考えている。



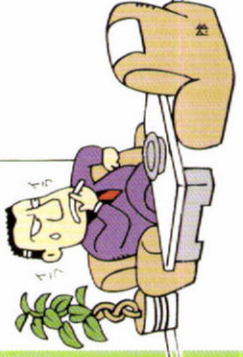
9. トップは対応させない

いきなりトップ等決裁権者が対応すれば即答を求められます。ミスなく対応するため、トップ等は対応しないこと。



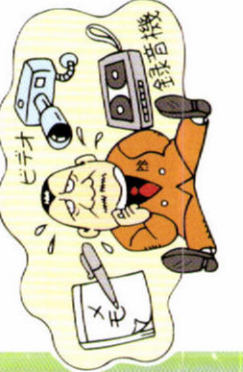
10. 湯茶の接待をしないこと

湯茶を出すことは、相手の居座りを容認したことになるかねず茶碗を投げつけ等脅しの道具に悪用されるため、接待は不要である。



11. 対応内容の記録化

電話や面接の対応内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟等の証拠として必要です。ビデオ撮影、録音、メモ等を行うこと。



12. 機を失せず警察等へ通報

トラブルの早期解決は早期相談がカギ。不要なトラブルを避け被害最小限にするには、平素から暴走セクター、警察との連携を保つことが必要である。



暴力団に関する相談は

(財)長崎県暴力追放運動推進センター

長 崎 県 警 察 本 部

☎ 095-825-0893

☎ 0120-110874